

1 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 20「植物検疫輸入規制制度 のための指針」 付属書案

「個別の輸入許可の利用」

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

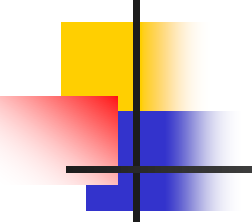
- 条約において、輸入国は輸入検疫要件を公表することとされているが、ISPM20「植物検疫輸入規則制度のための指針」において、特別な条件等により輸入を許可する場合は、パーミット等の形式により、個別の輸入毎に輸入許可を行うことが認められている。
- 個別の輸入許可の運用は国によって対応が異なる場合があるため、国際的なガイダンスが必要。

基準策定の目的

- 個別の輸入許可の利用に関するISPM付属書を作成し、加盟国による個別の輸入許可の利用の調和を促進すること。

本基準の概要

- 個別の輸入許可の種類、記載すべき情報、言語、利用することが適当な場合、関係者の責任（輸入国、輸入者、輸出者、輸出国）



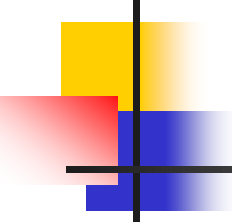
(参考)ISPM20の規定について

- ISPM20「植物検疫輸入制度のための指針」は、植物検疫輸入規制制度の構造や運用について規定。
- 本基準の4.2.2「輸入許可」で個別の輸入許可について以下の記載。

輸入に公的な同意が必要な場合、例えばパーミットやライセンスの形式で、個別の許可が必要とされる場合がある。次の場合に要求される可能性がある。

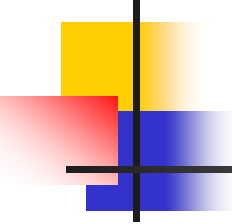
- 緊急又は例外的な輸入
- 隔離検疫、特定の用途、研究目的など、特別・個別要求を伴う輸入
- 輸入後長期にわたって追跡できることを要求する場合の輸入

国によっては一般の輸入条件を明記するためにパーミットを使用するかもしれないが、類似の個別許可が日常的になった場合には、一般的な許可の策定が奨励される。



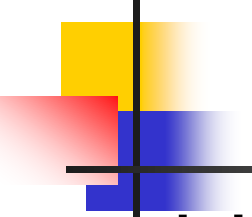
これまでの経緯

- 2008年4月 IPPC総会でトピックとして追加
(日本からの提案)
- 2016年11月 基準委員会で仕様書を承認
- 2021年2月 専門家作業部会で原案作成
- 2021年5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2021年7-9月 1 回目加盟国協議



本付属書の構成

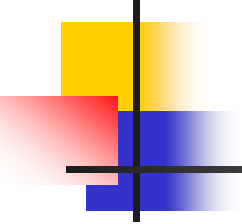
- 1 個別の輸入許可の種類
- 2 個別の輸入許可の要素（受取人、含むべき情報、言語）
- 3 個別の輸入許可の利用が可能な場合
- 4 責任（輸入国NPPO、輸入者、輸出者、輸出国NPPO）
- 5 一般の輸入許可



付属書 2 「個別の輸入許可の利用」

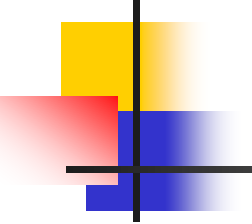
序文

- 個別の輸入許可（Specific Import Authorization: SIA）は、
 - 輸入の公的な同意が必要な場合、
 - 輸入要件が設定されていない場合、又は
 - 輸入が禁止されている場合に利用される場合がある。
- SIAは、輸入検疫要件を輸出国NPPOに伝達する輸入国NPPOの義務に取って代わるものではない。
- 国によっては、SIAに植物検疫要件以外の要件を含む場合もあるが、この付属書ではIPPCの範囲の輸入要件のみを扱う。



1 個別の輸入許可の種類

- SIAは、輸入パーミット、ライセンス、又はその他の書面許可の形式で提供される。
- 紙又は電子的な形式の場合もある。



2 個別の輸入許可の要素

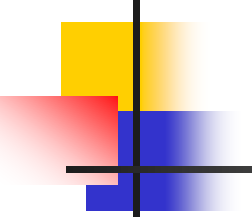
2.1 受取人又は荷受人

SIAは、輸入国NPPOによって輸入者に提供されるべき。

2.2 最低限必要な情報

➤ 次の情報はSIAに記載すべき

- 輸入者の情報
- 発行日
- 品目の記述
- 生産国及び輸出国
- 用途
- 植物検疫輸入要件
- 有効期間



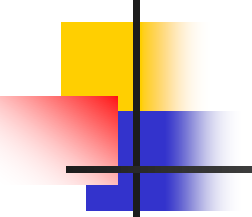
2 個別の輸入許可の要素

2.3 記載することができる追加情報

- 次の情報はSIAに含む場合がある。
 - 識別番号・許可番号
 - 品目の数量（数又は重量）
 - 単品の品目の許可か複数の品目の許可かどうか
 - 輸送手段
 - 搬入地点
 - 認可した公務員
 - 輸出者の情報

2.4 言語

- 輸入国NPPOが言語を選択することができるが、FAO言語の一つを使用することが推奨される。

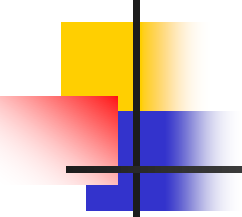


3 個別の輸入許可の利用が可能な場合

SIAを利用することが適切な場合の目的、品目、場面の例。

- 研究・科学的な目的
- 展示目的
- 教育目的
- 宗教・文化目的
- 輸入国が輸入後の一定期間、追跡・管理することが必要な品目
- 緊急の状況
- 生物的防除資材
- 一般的な輸入許可が設定されていない場合
- リスクを管理するための一般的な輸入要件を設定できない場合

但し、これらの場合にSIAの利用が要求されるものではない。

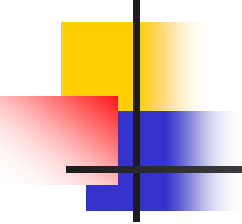


4 責任

4.1 輸入国NPPOの責任（1 / 2）

輸入国NPPOの責任には以下の要素を含むべき。

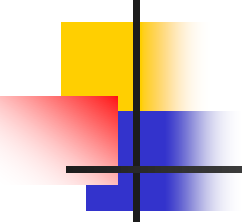
- SIAが必要な規制品目及び用途に関する情報の公表
- SIAを評価し設定するためのプロセスを整備すること
- 輸入者がSIAを申請するプロセス及び申請様式を公表すること
- 輸入者に要求事項を伝えること
- 不当な遅延なく、SIAの要求・申請を検討・返答し、要求事項が満たされた場合はSIAを発行すること



4 責任

4.1 輸入国NPPOの責任（2 / 2）

- SIAで利用される言語を限定すること
- SIAの公式な様式を公表すること
- SIAにおいて輸入検疫要件を明確に規定すること
- 要請に応じて、輸出国NPPOに対してSIAの真正性を証明すること
- SIAにおける貿易を監視し、適当な場合は、一般的な輸入許可に移行することを検討すること

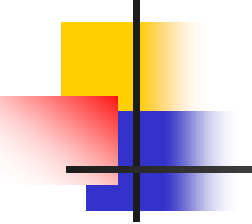


4 責任

4.2 輸入者

輸入者の責任は、輸入国NPPOにより決められるが、以下を含む場合がある。

- SIAが必要な場合において、輸入前にSIAを申請
- SIAの要求事項の順守
- SIAを輸出者に提供
- 要求がある場合は、輸入のタイミングその他の情報を輸入国NPPOに通知
- 必要な場合は、輸出国NPPOが理解できる言語に翻訳

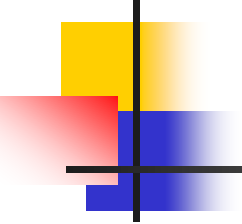


4 責任

4.3 輸出者

輸出者の責任は、輸入国NPPOにより決められるが、以下を含む場合がある。

- 輸出前にSIAを取得
- 輸出国NPPOに判読可能なSIAを提出し、輸入検疫要件を伝達
- 輸出国NPPOに植物検疫証明書を申請
- 必要な場合は、輸出国NPPOが理解できる言語に翻訳



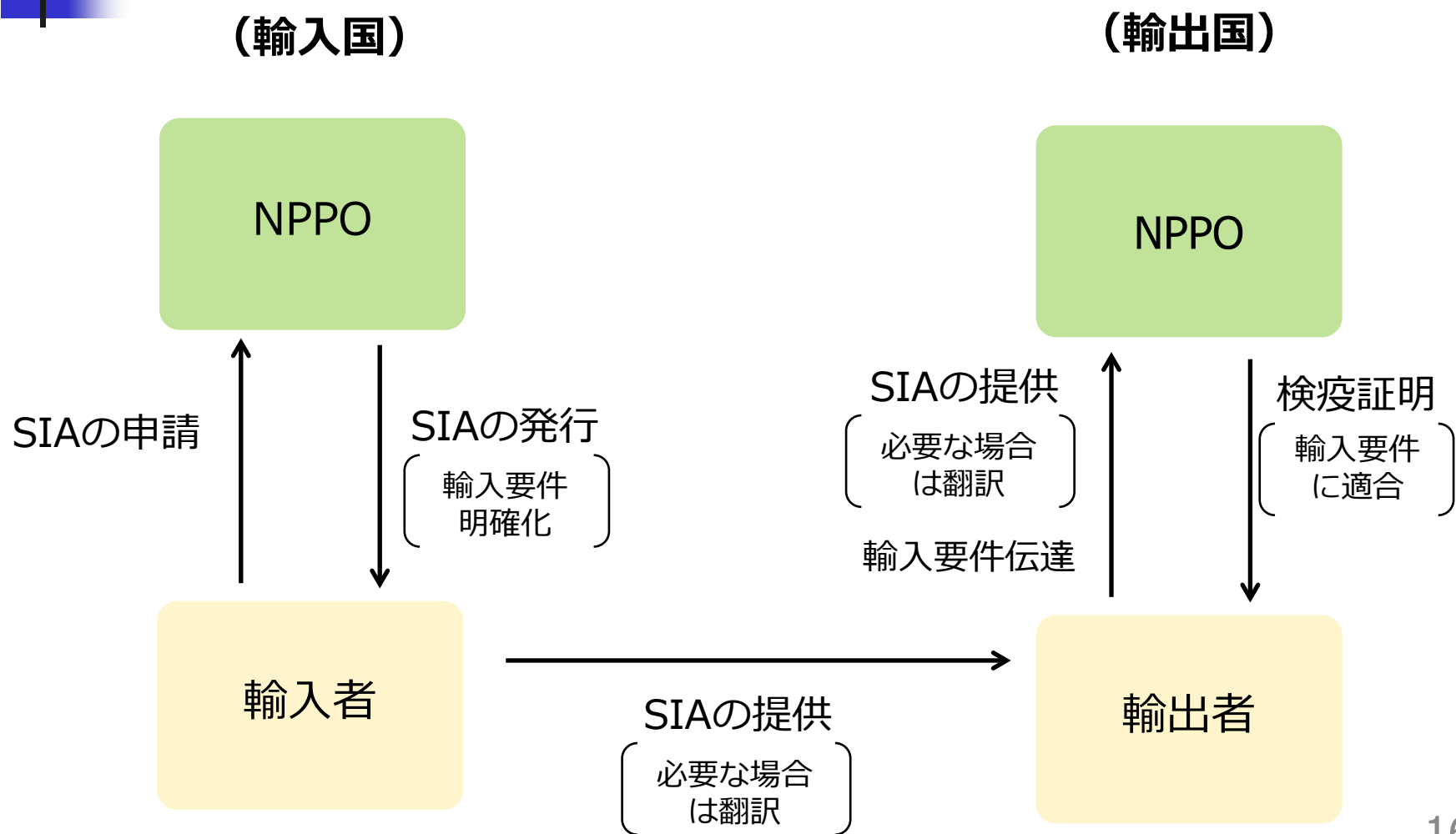
4 責任

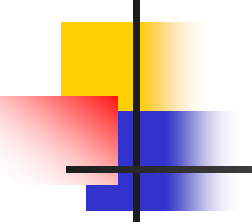
4.4 輸出国NPPO

輸出国NPPOの責任は、以下を含む場合がある。

- 個別の輸入許可のための輸入検疫要件を取得すること
- 植物検疫証明書が要求されている場合、規制品目が輸入検疫要件に適合していることを証明すること

(参考) 関係者の責任 (フロー図)





5 一般的な輸入許可

SIAが一般的な輸入許可に移行する場合の例は以下のとおり。

- SIAが日常的になった場合
- 緊急事態の結果としてSIAが発給されていたが、適切な植物検疫措置が確立された場合
- 貿易の監視により、SIAに位置づけられた輸入検疫要件の有効性が確認された場合